

# 北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリングの 設置及び経営に関する仕様書

北宇都宮駐屯地

## 仕様書

### 1 業務件名及び内容

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリング設置及び経営

### 2 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省共済組合北宇都宮支部長（以下「甲」という。）が決定する。（決定後、防衛省共済組合本部長の承認を得る。）

### 3 経営委託契約

- (1) 本業務を行う者（以下、乙という。）は、甲と経営委託契約をしなければならない。
- (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 乙が使用許可条件に違反したとき。
  - イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 国が使用物件を必要とするとき。
  - エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (3) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還するものとする。ただし、使用を継続する場合はこの限りではない。

### 5 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 経営委託契約書記載事項を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

### 6 管理手数料等

乙は甲に対して次に示す管理手数料等を甲に納めなければならない。

#### (1) 管理手数料

ア 常設委託売店等を使用する経営委託の場合

- (ア) 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以

内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を経過しているときを含む。)

| 前年度売上額(A)      | 手数料率(B) | 管理手数料率の月額                    | 納付期日       |
|----------------|---------|------------------------------|------------|
| 360万円未満        | 0%      | 免除                           | 当月の<br>15日 |
| 360万円以上480万円未満 | 1%      | $(A) \times (B) \times 1/12$ |            |
| 480万円以上600万円未満 | 2%      | 同上                           |            |
| 600万円以上720万円未満 | 3%      | 同上                           |            |
| 720万円以上840万円未満 | 4%      | 同上                           |            |
| 840万円以上        | 5%      | 同上                           |            |

(イ) 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合

| 各月売上額(A)     | 手数料率(B) | 管理手数料率の月額        | 納付期日       |
|--------------|---------|------------------|------------|
| 30万円未満       | 0%      | 免除               | 翌月の<br>15日 |
| 30万円以上40万円未満 | 1%      | $(A) \times (B)$ |            |
| 40万円以上50万円未満 | 2%      | 同上               |            |
| 50万円以上60万円未満 | 3%      | 同上               |            |
| 60万円以上70万円未満 | 4%      | 同上               |            |
| 70万円以上       | 5%      | 同上               |            |

イ 管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

ウ 延滞金

管理手数料の納付を延滞したときは、日歩1銭3厘(1.3/10,000)の利率により延滞料を附加する。

(2) 使用料

ア 乙は、委託事業の経営に関し、組合から資産の使用許可を受けた場合は、使用料を甲に納付しなければならない。

イ 使用料の納付を延滞したときは、日歩1銭3厘(1.3/10,000)の利率により延滞料を附加する。

7 設置場所

甲が指定する場所とする。

8 業務期間

令和9年1月1日(予定)～令和13年12月31日までとする。

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を越えない期間で委託事業の契約期間を更新することができるものとする。また、カーシェアリング設備の設置、又は撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

10 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 乙は、自らの責任においてカーシェアリング事業に使用する自動車を管理し、火災、盗難の予防及び保安を常に心掛け、関係法令及び規則等を遵守し、いかなる事

故発生の場合も甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 乙は、甲から各種行事等によりカーシェアリング事業に使用する自動車の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。
- (3) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うものとする。

## 12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び板妻支部担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 14 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、6 か月前までに当該解除の理由及び予定期日等を明記した文書を甲に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

また、会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を申し出るものとする。

## 15 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (3) カーシェアリングの設置、移設及び撤去に係る費用は、乙が負担するものとする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (4) 乙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 乙は、故障等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、直ちに対応するものとする。
- (6) 乙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための点検、整備、燃料補給及び清掃等は、毎週1回を基準として行うものとする。
- (7) 乙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の夏用又は冬用タイヤへの交換は、適切な時期に行うものとする。その際、甲から交換時期について事前に指示された場合は直ちに対応するものとする。
- (8) 乙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、ドライブレコーダー（全方位対応型を基準とする。）を搭載するものとする。
- (9) 乙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、冬季間はタイヤチェーンを搭載するものとする。
- (10) 乙は、月の売上集計を翌月初日まで、月の収支計算を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する損益計算書を翌事業年度5月末日までに甲等に提

出すること。

- (11) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を提出するものとする。
- (12) 本仕様書に記載のない事項又は細部については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議するものとする。